

人権ロコミ講座 もくろ

vol 1 ニューカマー・・・・・・・・・・・・・・・・・・（京都芸術短期大学教授・研究センター第3部長 仲尾 宏） 1

vol 2 出会いから変わる関係・・・・・・・・・・（奈良女子大学文学部助教授・研究センター嘱託研究員 小川伸彦） 3

vol 3 国際人権・・・・・・・・・・・・・・・・・・（京都大学大学院教授・研究センター客員研究員 安藤仁介） 5

vol 4 アイヌノアイヌ（人周らしくあるアイヌ）・・（NHK解説委員・研究センター第4部長 福田雅子） 7

vol 5 触れ合いは心の絆（障害者と「ミニニケーション」）・・（NHK解説委員・研究センター第4部長 福田雅子） 9

vol 6 ケガレ、キヨメ・・・・・・・・・・・・・・・・・・（京都市文化財保護課参与・研究センター嘱託研究員 山路興造） 11

vol 7 比叡山の女人禁制・・・・・・・・・・・・・・・・・・（京都橘女子大学文学部教授・研究センター客員研究員 田端泰子） 13

vol 8 女性が働くこと・・・・・・・・・・・・・・・・・・（大阪国際大学政経学部教授・研究センター嘱託研究員 小寺初世子） 15

vol 9 家意識と差別について・・・・・・・・・・（池坊短期大学教授・研究センター研究第2部長 秋定嘉和） 17

vol 10 人権文化に満ちあふれた21世紀に・・・・・・・・・・（二九九五年～二〇〇四年 人権教育のための国連十年） 京都府 19

- vol 11 世界人権宣言50周年によせて・・・・・・・・・・(立命館大学教授・研究センター客員研究員 薬師寺公夫) 21
- vol 12 猛妻の弱い立場・・・・・・・・・・(京都橋女子大学教授・研究センター客員研究員 田端泰子) 23
- vol 13 子どもの人権と「いじめ」・・・・・・・・・・(弁護士 吉田眞佐子) 25
- vol 14 社会参加で元気に暮らす・・・・・・・・・・(高齢社会をよくする女性の会・京都事務局長 中西豊子) 27
- vol 15 安心して老いられる街・・・・・・・・・・(高齢社会をよくする女性の会・京都事務局長 中西豊子) 29
- vol 16 ともに生きる (障害者人権白書から)・・・・・・・・・・(NHK解説委員・研究センター第4部長 福田雅子) 31
- vol 17 旅へのいざない (点訳・鉄道地図ガイド)・・・・・・・・・・(NHK解説委員・研究センター第4部長 福田雅子) 33
- vol 18 不合理な風習・慣習・・・・・・・・・・(研究センター専任研究員 山本尚友) 35
- vol 19 あるマンション入居差別事件・・・・・・・・・・(京都芸術短期大学教授・研究センター第3部長 仲尾 宏) 37
- vol 20 身元調査はもうかるのか・・・・・・・・・・(大阪市立大学教授・研究センター嘱託研究員 野口道彦) 39

(京都芸術短期大学教授・財世界人権問題研究センター第3部長 仲尾 宏)

最近、ニューカマーという耳なれない言葉がマスコミや書物で使われています。言葉の意味は新しくやってきた人、ということになりますが、現代の日本では主として南米やアジアからやってきた外国人のことをさします。とりわけ1990年に入管法が改正され、「日本人の配偶者等」という在留資格で入国してさまざまな仕事につけるようになった日系人がニューカマーとよばれます。その人たちのうち、もつとも多いのはブラジル人で、次いでフィリピン人、中国人、韓国人、ペルー人です。また、それらの人が5年以上滞在して定住者という在留資格をもった人たちのうちもつとも多いのがブラジル人で、次いでベトナム人、中国人、ペルー人、韓国人となっています。(いずれも1996年末現在)「日本人の配偶者等」の中には日本人との婚姻によって滞在している人もいない

わけではありませんが、その大多数——とりわけ日系人の場合はいわゆる「出稼ぎ」者とその家族です。この人たちは単身で日本へやってきて各地の工場や建設現場ではたらき、故郷へ送金して家族の生活資金・教育資金にあてている人が多いようです。なかには家族をよびよせ、共働きをしている人もいます。これらの人びとの労働現場では賃金や労働時間・労働災害の保障などについて、日本人の労働者と同じように処遇され、安心して働ける職場であることがのぞまれます。それと共に生活の場である地域や学校でニューカマーの家族の人びとが受け入れられ、人権がきずつけられないようにすることも私たちの課題になってきました。

言葉が通じない、生活の習慣が違う、いつも彼らだけで集まっている、などという現象から「なんとなく気味



●日曜日にポルトガル語を忘れないために公民館で母国語を学ぶ日系人の子どもたち。

がわるい」などという人もいます。東海地方のある市では仕事をおえた日系人労働者がいつせいに銭湯で汗を流していると、そのお風呂では少数派になった日本人の常連さんが、銭湯の主人に「日本人と彼らの入湯時間をわけてくれ」といったという例も聞きました。

教育の現場では問題はさらに複雑です。子どもたちの話すポルトガル語がわからない先生、給食や制服の習慣がなく、ピアスをすることが普通になっている子どもたち、保護者への伝達や意思疎通を学校はどうしたらよいのか、遠足の弁当はおにぎりや指定したのにおにぎりの作り方を知らないお母さんたち——ニューカマーの子どもの増えてきている幼稚園や学校はたいへんです。

しかし地球のどこにしようと、どの民族であろうと子どもには教育を受ける権利があります。地域や学校はそれを保障しなければなりません。おたがいに自己の文化のおしつけをしないで、たがいに文化を認めあうことが出発点でしょう。そしておたがいの良さをみとめあい、ともに生きる場をつくるべき時代にきているようです。

(奈良女子大学文学部助教授・財世界人権問題研究センター嘱託研究員 小川伸彦)

「日本に住む韓国・朝鮮系の人々が、日本人の大半には完全に「見えない」存在」である。昨年出版され、大宅壮一ノンフィクション賞を受けた『コリアン世界の旅』（野村進著、講談社）での指摘です。

「「見えない」存在」とはどういうことでしょうか。それは、隣近所や学校・職場などごく身近に韓国・朝鮮系の人々が少なからずいるにもかかわらず、日本人にはそれがわからない仕組みができあがっている、ということなのです。

この仕組みの中心には、ほとんどの在日韓国・朝鮮人が、日本式の通名を名乗らざるえないようなさまざまな社会的圧力があります。名前が日本式であれば、その人が韓国・朝鮮系であることは見えてきません。京都府で永住の資格を持つ人は四万人を越えています。日常の生活の中では、在日の人々はいわば「いない」ことに

なっている」のです。

「いないこと」にされた人々にとって、自然な心の状態で生きることは難しいことです。通名で暮らしている在日韓国人の高校生は、「もし英語の授業中に「あなたは何人ですか」と質問されたらと想像すると、怖くてたまらない」と、ある本のなかで書いています。「韓国人です」とも「日本人です」とも答えられない悩みを理解している先生や友人は、どれほどいるでしょうか。

このような現状を少しでも変えるために必要なのは、出会いの場をつくることです。そんな試みの一つとして、京都市には四年前から南区で秋に開催されている「東九条マダン」という手作りのまつりがあります。マダンとは朝鮮の言葉で「広場」という意味です。これを始めたのは、地元で朝鮮の楽器や演劇を学び民衆の文化として上演してきたグループや在日の青年団体のメンバー、



●東九条マダンのまつり風景（写真：中山和弘）

保育園の保母さん・保護者などです。毎年地域の小中学校を会場としていますが、いつも入り口付近にひとつの長い垂れ幕があり、そこには「やっどやっど出会えたねー」とハンクルで書かれてあります。

在日の同胞同志が出会っただけでなく、日本人と在日の人々がこのマダンで対等の立場で出会いたい、という強い願いがここには込められています。このまつりの特徴は、日本人と在日韓国・朝鮮人、健常者と障害者とといったいろいろな立場の人がだれでも参加できて、一緒につくる、という点にあるのです。

今年の東九条マダンも二千人以上が集い、朝鮮の四つの楽器と和太鼓がジャズのセッションのように同時にリズムを刻む演奏や、電動車いすによるサッカーなど多彩な催しで盛り上がりました。

三大祭りなどに比べれば小規模ですが、京都の新しい文化的財産になる可能性を秘めたまつりです。文化の表現の場で人々が出会えば、どこまでお互いに理解しあえるのか、どんな自分を再発見できるのか。こんなテーマを、楽しみながら追求する広場であるともいえるでしょう。

(京都大学大学院教授・(財)世界人権問題研究センター客員研究員 安藤仁介)

臓器移植法が日本でもやっと成立しました。これにより、亡くなった人の臓器を他の人の救命・延命に役立てることが、日本国内でも可能になりました。臓器移植手術を受ける以外に助からない病をもつ日本人患者は、つい先頃まで外国へ行って外国人の臓器提供を受け、その移植手術によって命を永らえていました。そうした手術が成功すると、日本のマスコミは「美談」として報道したものです。

このことは、私たちの生命のあり方が、自分の住んでいる国家によって左右されることを意味します。いや、生命ばかりではなく、私たちの身体や財産の安全も、警察・消防や裁判所のような国家の機関が保障してくれているのです。日本は世界でもおそらく一番安全な国家でしょうが、それはこれらの国家機関がよく機能しているからです。海外旅行中の日本人がよく物を盗

まれたり、事件に巻き込まれたりするのは、世界中が日本のように安全だと錯覚しているためです。

このように私たちの生命、身体や財産の安全などの人権は、自分が現に身を置いている国家によって保障されます。現在この地球上には六〇億近い人間が生活していますが、六〇億全体が一つのまとまった集団生活を送っているわけではありません。世界政府や世界議会や世界裁判所、世界警察などは未だ存在しません。六〇億の人間は二百ばかりの国家のいずれかに所属し、しかもかれら二人一人の人権は、かれらの所属する国家がそれぞれの国家機関を通じて保障しているのです。

ところで、人権の保障を国家だけに任せておけば、万事うまく行くのでしょうか。実は、第二次世界大戦前から戦中にかけてナチス・ドイツによるユダヤ人迫害は、当時のドイツ国家の政策として国家の法によって実施



されたのです。また、数年前まで南アフリカで制度化されてきたアパルトヘイト（皮膚の色の違いにより、参政権等を差別した）も、当時の南アフリカの政策として同国の法により実施されていきました。つまり、個々の国家だけに人権の保障を任せておくと、このような行き過ぎの危険を防ぐことができません。

この危険を防ぐためには結局、個々の国家を超えた「国際的に共通の人権基準」を制定し、個々の国家がそれを守るように監視する「国際的なモニター制度」を設置することが肝要です。第二次大戦後、国際連合は「世界人権宣言」を採択し、それを「国際人権規約」に発展させて、不十分ながら国際人権保障の努力を積み重ねてきました。

規則や制度は、それを運用する人間の「理性」に支えられなければ、うまく機能しません。臓器移植法が制定されるまで、日本人は外国人からの臓器を買っても、外国人に臓器を提供した例はあまりありませんでした。これは身勝手というほかありません。「外国人も日本人と同じ人間だ」と感じ行動できる心をもつこと——それこそが、国際人権保障の第二歩ではないでしょうか。

(NHK解説委員・財世界人権問題研究センター第4部長 福田雅子)

「アイヌという言葉は、アイヌ語で人間という意味です。アイヌ語で悪い人のことを呼ぶときウエンベと呼び、本当に行いの良い人に対してだけアイヌと呼ぶのです。」

これは北海道・沙流川（さりゅうがわ）のほとり二風谷（にふうたに）で、アイヌ語教室がひらかれた二九八七年（昭和六十二年）十一月十二日に、講師の萱野茂さんが二回目の講義のはじめに語った言葉です。

今年五月に国会で成立した「アイヌ文化振興法」は、アイヌ文化とは、アイヌ語をはじめ音楽、舞踏、工芸などをいうと述べて、この法律は、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図り、我が国の多様な文化の発展に寄与することが目的であるとしています。

この法律が成立したとき、アイヌ民族でただひとり

の国会議員である萱野茂さんのアイヌ語が国会議事堂に、はじめて響きました。

アイヌ語辞典を編さんした萱野さんは、今から十年前に、アイヌ語を学ぼうとする人たちに教室で使いたい言葉として、アイヌネノアイヌは立派なアイヌ（にんげん）のこと」と話して、アイヌという言葉を二つ重ねて呼ばれることは、光栄なことだとも教えています。「アイヌ文化振興法」が成立したことの意義と課題を考えるシンポジウムにパネリストとして出席された萱野茂さんに、司会者の私は身近なアイヌ語のひとつ、ふたつを紹介していたたくようにお願ひしました。

☆「こんにちは、こんばんは」は、イラン カラッ テー、
「あなたの心にそつと触れさせていただきます。」

☆「私は、わかりません」はケラムベウテクと発言、「私



●アイヌの船——二風谷チブサンケ(舟下ろし祭)にて 写真：西浦宏己

の思いがもつれています」と。

萱野さんのふるさと二風谷の沙流川には、ダムが建設されていて、萱野さんと貝澤さん二人の地権者が強制収用裁決の取消しを求めている訴訟に対する司法判断が今年三月に下されました。

札幌地方裁判所の二宮和夫裁判長は、「二風谷ダムがすでに完成し湛水している現状から、公共の福祉に照らして収用裁決を取り消すことはできないが、アイヌ民族は「先住民族」であり、国はアイヌ民族の文化的価値が「公共の利益」に優越するかどうかの調査を怠り「本来最も重視すべき諸価値を軽視ないし無視」した点から、事業の認定と収用裁決は認定庁の裁量権を逸脱して「違法」であることを宣言したのです。国連の人権委員会でも「先住民族の権利に関する国連宣言案」についての議論が緒についたばかりです。

アイヌの人々の言語への細やかな発想は、言葉の表現だけでなく、自然に抱かれ共生してきた歴史の深さを感じさせる文化でもあり、この法律がアイヌの人々の民族の尊厳を守ることに生かされてほしいものです。

(NHK解説委員・財世界人権問題研究センター第4部長 福田雅子)

秋が深まった日曜日、京都・清水寺の釈迦堂から琴の調べが流れて、紅葉の樹々や風のそよぎとかなで合います。琴の奉納は全盲の琴奏者・梶寿美子さん(50歳)。

自然と融け合った環境で琴を新鮮に感じて貰いたい、そんな思いも込めて若い女性のお弟子さんとともに演奏します。清水の舞台から奥の堂塔へとすすむ参詣客の足並みが琴の音に吸い込まれるように立ちどまり、小さな演奏会の聴衆となります。曲目は宮城道雄作曲の「春の海」といったポピュラーな曲から、ビートルズの「イエスタデイ」、映画「禁じられた遊び」のテーマにへと多彩です。重要文化財の堂内に琴二面が並ぶことを、清水寺の大西執事長は、「お経ばかりでなく音楽に触れていただくことも寺の役割」と受け入れました。若い男性は、「琴って普段聴く機会が無かったけど、木の葉の音とかが一緒になっていい感じですよ。」と。

「うさぎ、うさぎ」「出た出た月が」など童謡の曲は梶さん自身が歌をうたい、聴衆に、「一緒にどうぞ」と呼びかけます。なつかしい「里の秋」では、忘れていた歌詞をたぐり寄せるように口ずさむ妻の横で、夫が口笛をそえます。初老のご夫婦に誘われるように歌いはじめた男性の目がうるんできます。

「こんな曲を聴くと目頭が熱くなってきました。中国から引き揚げて苦勞をした両親のこと。子どものとき父と魚を釣りにいった風景も浮かぶのです。」こう語る人は、阪神・淡路大震災で自宅は全壊、町の人口が減ってしまったて商いの仕事も立ちいかなくなってしまう、大阪に移り住まれているということでした。今日久しぶりに京都に足を運び、この演奏会に出会った、「はじめはレコードが流れているのかと思いましたが、ほっとしました。来て良かった。」と微笑んで話されたのでした。



● 梶 寿美子氏の演奏風景

この日、十月十二日は阪神・淡路大震災の日から千日目。「お元気で。」と申し上げたことを梶寿美子さんに伝えました。「私たちの演奏が、そんなおもいで聴いていただけて。本当に嬉しい。」梶さんの瞳には涙があふれました。

神戸市長田区のマンションにひとり暮らしをしていた吉田正行さんは、聴覚と視覚に障害がある盲ろうあ者です。あの地震の日の朝、何か激しい衝撃を感じたとき、ベッドからほおり出されていました。異常を知ったのは、部屋中に立ちこめる醤油の匂い。ガラスのびんが割れていることを確認して靴をはき、玄関のドアにたどりついて救援を待ちました。この震災を機会に盲ろうあ者六人の存在が明らかになり、その後の調査で三十人。「兵庫盲ろうあ者友の会」が結成されました。コミュニケーションの手段は指点字、触手話。ボランティアとともに視覚障害者、聴覚障害者もこの技法を身につけようと熱心な取組みが行われています。「ボランティアの支援を受けているだけではない。私たちも盲ろうあの人たちに情報を伝える役割を果たしています。」——ともに輝き合う、そんな出会いのはじまりです。

(京都市文化財保護課参与・財)世界人権問題研究センター嘱託研究員 山路興造

私の家では、夏が近づく頃、白い半紙を人型に切った紙が家族の数だけ配られてきます。祖母がその紙で子どもたちの身体を拭い、歳と性別を書いて金銭を添えて神社に納めていました。そんな水無月祓いの行事も、

すっかり影をひそめて久しくありません。人は生まれながらに原罪を負うという宗教観を持つ欧米では、常に教会に通い、神に許しを乞います。一方、我が国では、罪や穢れは「祓い」や「キヨメ」によって拭い去ることができると考えてきました。とくに共同生活による環境汚染が伝染病を流行らせた都市では、火事も頻発しますし、犯罪者が横行し、死者がうち捨てられていることも日常茶飯事でした。それら社会生活の秩序を乱す事象をケガレと考えた人々は、その伝染を必要以上に恐れました。それを避けるために庶民も節分の柊や鰯にはじまつて、五月に軒に葺く菖蒲、祇園会のちまき

など、ケガレに汚染されないための手だてを講じてきました。それでも生活の中で知らずに触れるケガレに対しては、もっぱら祓いとキヨメという行為の中で、対処してきたのです。

しかし人が寄り集まっただけの生活では、死者が発生するし汚物も生じます。誰かがそれを処理して、正常なリズムを取り戻さねばなりません。平安京のごく初期の弘仁十年(八一九年)では、道路の清掃を諸司・諸家が担っており、仕事に対する差別意識は薄かったのです。しかし承和九年(八四二年)には、鴨河原に捨てられた死体や髑髏を焼く仕事を、左右京職と東西悲田院に命じています。京職は京内の治安などを司る役所ですから、職能として事にあたったわけですが、悲田院は主にハンセン病の患者や貧困者など弱者の救済施設ですから、人の嫌がるケガレの原因となる仕事を、弱者に押



しつけるという手段を講じはじめたのです。

この傾向は平安時代を通じてますます顕著になり、獄舎の罪人などもその対象とされました。その役の元締めとなったのが警察的職掌を担った検非違使庁という役所で、実際にはその配下に組み込まれた都市の弱者たちが、身をもつて対処させられたのです。本来なら感謝されねばならぬはずの彼らが、人々から隔離され恐れられるようになるのは、ケガレを極端に嫌う強者のエゴイズム以外の何物でもありません。強者はそれを身分という名のもとに制度化し、さらに拡大させました。

長い年月をかけて心に染み付いたこのケガレ感も、科学知識の普及により克服してきたはずで、型代カタしろの配布も、そのため行われなくなったと思います。

しかし、社会生活において誰かが負わねばならない人の嫌がる仕事は、いつの時代においても存在します。現在でも人の嫌がる仕事を外国人労働者にも負わせ、何の痛みも感じないばかりか、蔑みの目で見ることも見受けられます。エゴイズムは強者の心にはいとも簡単に住み着きます。過去の過ちを繰り返さぬためには、人間の醒めた知性で克服していくことが必要でしょう。

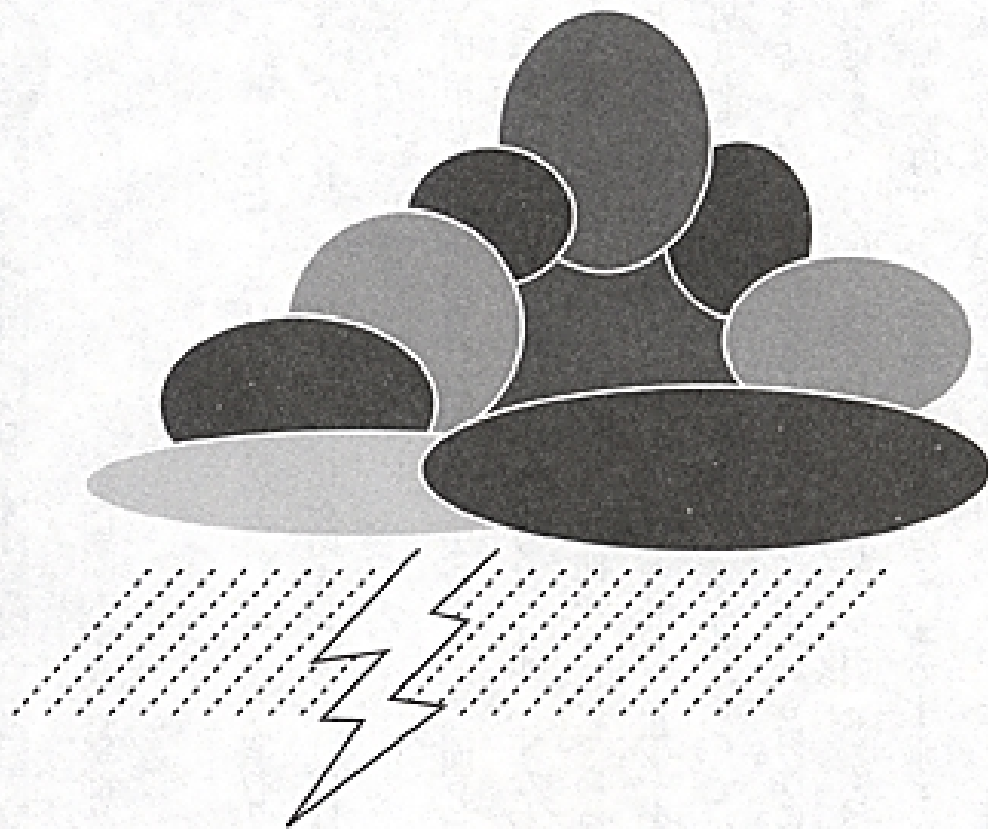
(京都橘女子大学文学部教授・(財)世界人権問題研究センター客員研究員 田端泰子)

女人禁制とは、女性が聖域とされる部分に立ち入ったり、特定の宗教行事・儀式に参加を拒否されることをいいます。男性にこのようなかたちで禁制が適用された例がほとんどなく、女性のみに適用されたため、女性差別の一つといえます。

「女人禁制」という考え方が日本社会に登場したのはいつのことなのでしょう。もともと早い確かな例とされているのは、十二世紀のはじめ、比叡山延暦寺に「狂女」が登ってきたところ、僧たちが「打ち縛り、追い下した」という「左経記」の記事です。二〇二〇年(寛仁四年)九月のことでした。この女性は総持院歩廊の下にひそんでいたのを、山僧が捕らえて縛り、無理矢理下山させたというのです。女人禁制を犯した女性が、「狂女」というレッテルを張られていることにも気がきます。女人禁制は当然のことのように確立していったようです。

さて、この「左経記」には、「先年道に迷った女が大武辺に登ってきたところ、たちまち雷雨が甚だしくなり、天気が急に悪くなった、これは山王が登山してきた女をとがめられたためである。」と「先年」に同様の事例がおこったことがあったと述べています。女性の比叡山への登山を日吉山王権現がとがめて、雷雨を降らせたのだということです。二〇二〇年より以前から、女人禁制が比叡山で成立しており、そのために禁制を破る勇氣ある女性もいたことがわかります。また、女人禁制を成立させるための理由として、比叡山の守護神山王を登場させなければならなかったところに、女人禁制という考え方の狭さがあらわれているのではないのでしょうか。いろいろな理由付けをつみ重ねなければ、成立当時でさえ、一般には受け入れ難い考え方であったように思えます。

しかし、女性が禁制を犯すと、「神がお怒りになる」



という女人禁制の考え方がいったん定着しはじめると、人々は次第にこの考えに慣れ親しみはじめます。二〇二〇年の「狂女」の登山に際しては、なぜか日吉山王は雷雨を降らせてはいないのです。雷雨によつてとがめられるのではなく、山僧によつて追い下されるといふ処置が採用されたのでした。そのことを伝え聞いた「左経記」の作者源経頼は、次のように日記に書いています。「しかるに今日は雷雨が降らなかつた。これは山王の霊が滅亡したためであろうか、とのうわさである。非常事態をとがめられないのでは、寺山上も滅亡するのではないかと。「狂女」の登山を非常事態と見ており、雷雨がなかつたことを不思議としたのですが、女性に対する結果があることがおかしいとは考えず、雷雨を起さなかつた山王の靈験の力が衰えたのではないかといふかつているのです。この感覚が源経頼一人のものでなかつたことは、他の寺でも女人禁制が次々と成立するのが、十二世紀前半であることからいえるのです。このように平安時代の人々の頭の中に、女人禁制は当然のこととして形づくられていったのでした。

※注 仏道修行などのために限られた特定区域に修行の障害となるものに入ることを許さないこと。

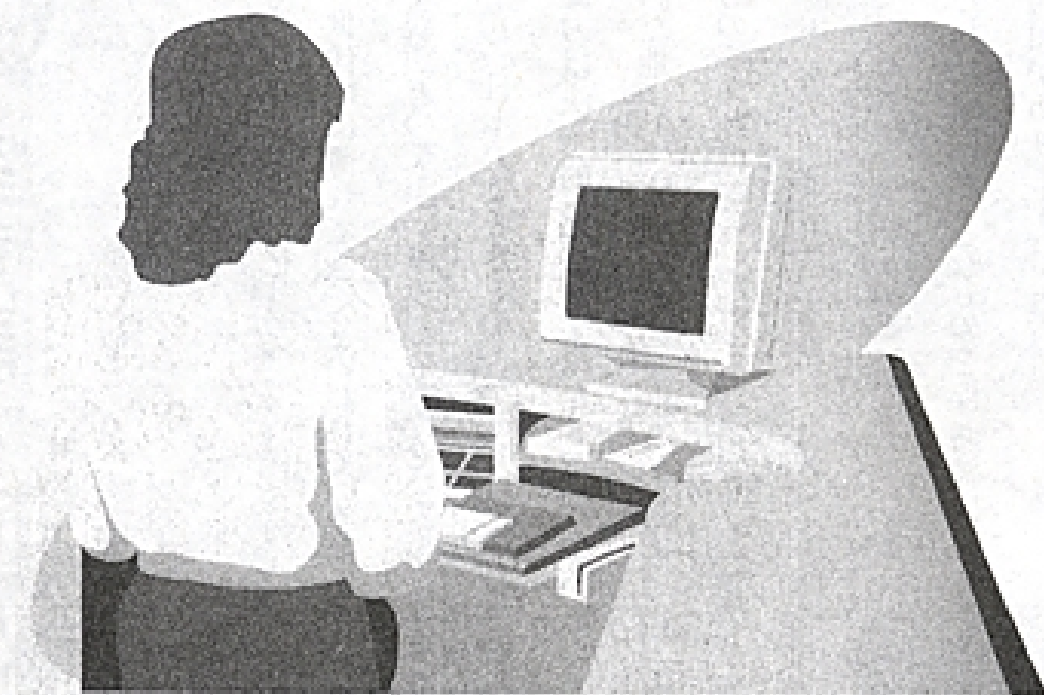
(大阪国際大学政経学部教授・財世界人権問題研究センター嘱託研究員 小寺初世子)

終戦を境として、日本の教育の内容は大きく変わりました。それでは、日本の近代化が始まった明治時代はどうだったでしょう。

明治五年八月に出された「学制」(太政官布告三四号)をみますと、「生ヲ治メ産ヲ興シ業ヲ昌ニスル」、すなわち豊かな暮らしをつくるためには学問が不可欠であるとして、小学校教育(六歳〜十三歳。合計八年在学)を男女がともに受けなければならない義務教育としています。また、中学教育も大学教育も、いずれも男性に限定するといった表現が見当たりません。このことから、当時の政府は、「女性も、教育を受けて、その才能を伸ばし、自分で働いて生活するのが当然である」とする考えをもっていたことがわかります。もともと、このように「国民皆学」を定めた日本初のこの近代的学校制

度は、すぐにはうまく機能しなかったようです。新潟大学の八楸先生の研究では、地域差はありますが、女子の就学率が低くなっています。例えば鹿児島では、明治八年で0%(男子は13%)、明治三十年でも20%弱(男子は52%)という状態でした。

その後、近代国家・日本の市民生活様式として、男は家の外で仕事をしてお金をかせぎ、女は家の内にいるという形、すなわち男女の別による役割分担が一般化しました。つまり、女性は経済的には男性(父・夫・息子)に依存するという生き方をする、したがって、女性に教育はいらぬというものです。しかし、実際には、その女性も、家で家事・育児といった仕事を分担して終日働いているのですが、こうした仕事は全部「無償労働」という扱いを受けてきました。



今世紀に入りますと、第二次大戦の前後にかなり多くの国で女性が参政権を獲得した一方で、日本の女性の地位は大きく変わりませんでした。ようやく第二次大戦後になって、占領軍の指示で女性の地位向上を図る政策が採用されるようになりました。改正憲法が定めた平等規定のもとに、戦前の法律にあった女性に対する差別的な定めがほぼ一掃され、女性にも男性と同じ高等教育を受ける機会が開かれて、いろいろな分野への女性の進出が始まったのです。

平成八年の女性の労働力人口率は、十五歳以上の女性全体で50・0%になっており、二十年前と比べても4・2ポイントの上昇となっています。とくに、年齢別では、二十五～二十九歳では54・8%で、二十年前と比べて10・4ポイントの上昇です（総務庁・労働力調査）。

「学制」から二世紀以上遅れて、日本の多くの女性が外で働くことのできる時代がやってきたのです。

(池坊短期大学教授・財世界人権問題研究センター研究第2部長 秋定嘉和)

「家」という存在が自分を左右するという考え方は、若い世代では薄れてきたといわれています。それは祖父母や親類との交際が減少してきたせいでもありません。

しかし、日本のような企業社会では、就職の際の縁者の協力は決定的な役割を果たしています。このとき得られた地位が、本人とそのまわりの努力と関わりによるものであれば、それだけその所属する「家」意識を保とうと努めます。このように、日々の生活の大きな節目である進学・就職・結婚に際して、「家」は、そのとき得られた地位以上のものを保ち続けようとするという側面があります。

とりわけ縁故のもつ意味を重視する人々にとって、

結婚は縁者を拡大しますので、今後の生活と将来を左右するものとして受けとめられます。このことは、結婚が就職以上に本人の所属している血縁の社会的地位に影響を及ぼすと考えているからです。貧富の差異については、豊臣秀吉、松下幸之助などにみられるように、しばしばその人の能力や努力によつて解決が可能なものとして考えられています。

しかし、身分的な違い、例えば部落差別である場合、これまでの一般的な受けとめかたは、同和地区の人との結婚は、本人やその所属する「家」の現実や将来を決定つけてしまうと考えるしまうわけです。これでは、「憲法」の定める平等の原則は完全に空文化してしまいます。



このような「家」意識を持った人に対して啓発的な呼びかけを行っても、なかなか心の内部にまでとどかず、多くの人は心を強く閉ざしてしまいがちです。人びとは、差別はよくないということにはわかっている、反省しているとしながら、交際や愛の気持ちの変化を、自然的な推移、「自由」の問題として合理化してしまい、「たてまえとほんね」の使い分けをするように思います。

「たてまえとほんね」の使い分けというものは、本人の自覚をねばり強く待つか、心にのこるような「説得」や「感動」を受けることなしには変化が起ころことはなかなか難しいと思います。

差別のない社会を達成するには、周辺のねばりづよい、配慮ある、かつ心のこもった説得や、さらには本人の「心の気つき」を待つしかないのかもしれないかもしれません。

それにしても昨今の社会のもたらす人間の「心性への傷つけよう」は、心痛むものがあります。

人権文化に満ちあふれた21世紀に

…一九九五年～二〇〇四年 人権教育のための国連十年…

京 都 府

十二月十日は「人権デー」です。この日は一九四八年の国際連合総会において「世界人権宣言」が採択されたことを記念した日です。

「世界人権宣言」は、前文で「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎である…」と、人間尊重が世界平和の基盤であるとしています。今世紀の二度にわたる世界大戦の惨禍の反省の上に立つてなされたものです。

しかし、宣言自体は法的な拘束力をもっていませんので、宣言の理念を確実にするために、拘束力のある規約が必要となってきました。こうして、拘束力をもつ国際規約である「国際人権規約」をはじめ「人種差別撤廃条約」「女子差別撤廃条約」「子どもの権利条約」

など、さまざまな人権に関する国際条約が国際連合で採択されてきました。我が国も多くの条約に加入しています。

しかし現実には、世界の各地で地域紛争が発生し、人種や民族間の対立や偏見が見られます。また、我が国においても、住んでいる所や国籍、性別、心身の障害や病気などに対する偏見と差別が存在しています。

国際連合をはじめ世界の国々は、これらの問題を解決するために懸命の取組を行っていますが、こうした中で、ひとつの共通認識が国際社会の中に生まれてきました。それは、世界中のすべての人々が、平和で人間らしく豊かで幸せに生き、輝かしい未来を築くためには、人権尊重という考え方を国際社会の基本的なルールとするということなのです。

ひとり・ひとり ひかり輝きたい



国際連合では、こうした考え方を推進するものとして、一九九四年の総会で「人権教育のための国連十年」を決議しました。「人権教育のための国連十年」は、「人権文化を世界中に築く」すなわち人権の大切さを学び、人権が尊重され、人権が日常生活の中に生かされる社会を築くことを目的としています。つまり、いろいろな考えや生き方、異なった文化をもつ人々がお互いの人権を尊重し、信頼と豊かな人間関係のもとに人権文化を創造していこうということです。その期間は一九九五年から二〇〇四年までの十年間です。

我が国においても、去る七月に「人権教育のための国連十年・国内行動計画」が策定され、国民一人ひとりの人権が尊重され、真に豊かなゆとりある人権国家の実現をめざすとしています。

このように、世界は「人権」をキーワードとして、二十一世紀を「人権文化に満ちあふれた社会」とするために大きく前進を始めているのです。

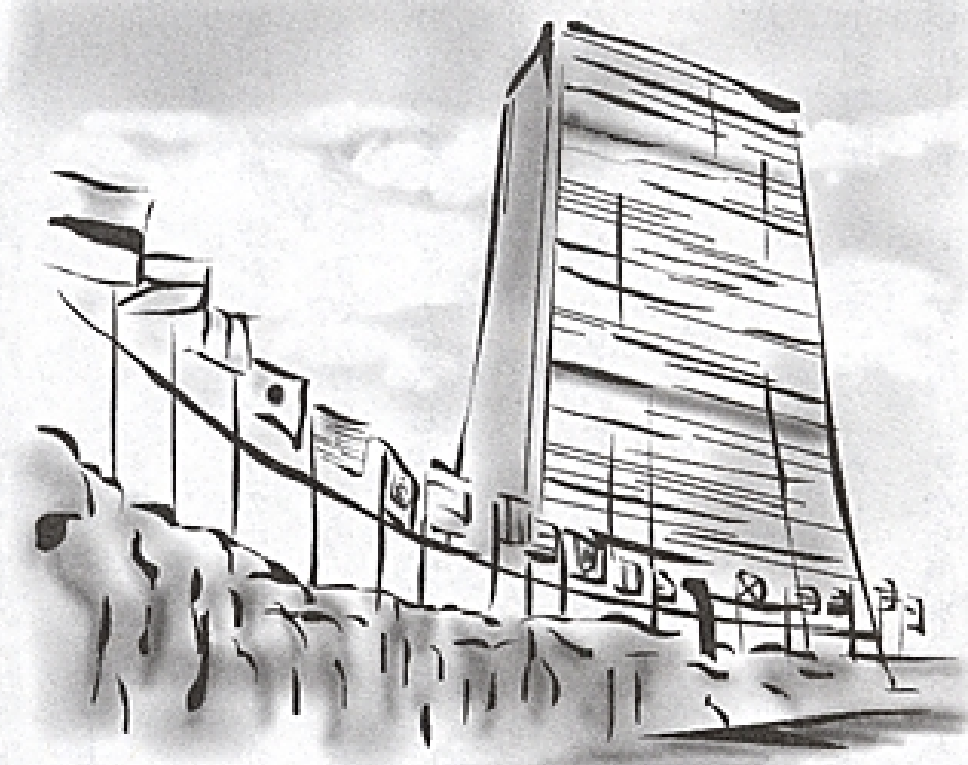
(立命館大学教授・財)世界人権問題研究センター客員研究員 薬師寺公夫

今年、世界人権宣言50周年に当たります。世界人権宣言は、1948年12月10日に国際連合総会で、賛成48、反対0、棄権8という国連加盟国の大多数の支持を経て採択されました。

なぜ世界人権宣言が採択されたのでしょうか。第2次世界大戦までは、人権の保護は各国の国内問題とみられ、人権の国際的保障という考え方はまだ一般的ではありませんでした。ところが、ナチスドイツや戦前の日本のように人間の尊厳や市民的自由を否定する全体主義の国家が台頭し、ついには対外侵略戦争に活路を求め、その過程でユダヤ人のホロコーストやアジア諸国での戦争犯罪に典型的に見られるような大規模な人権侵害を引き起こしました。「人類社会のすべての構

成員の固有の尊厳及び平等のかつ奪い得ない権利を認めることが世界における自由、正義及び平和の基礎をなす」(世界人権宣言前文)、これが第2次世界大戦の多大な犠牲の上に築かれた共通の教訓でした。そこで国連憲章は、人権および基本的自由の普遍的な尊重と遵守を国連の活動の重要な一つとして掲げました。もともと国連憲章自体は尊重すべき人権が何であるかを直接に示していません。世界人権宣言は尊重すべき人権の内容を「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として」(同前文)定めたものです。

世界人権宣言に掲げられた人権には日本国憲法が掲げる人権と共通するものが多くあります。しかし、憲法では直接ふれられていない権利や自由も掲げられ



ていますし、権利の内容についてより詳しくふれている箇所もあるのです。世界人権宣言の起草には、国の代表だけでなく、さまざまな形で多くの非政府団体（NGO）や人権団体が参加したという点も重要です。世界人権宣言は、採択後、多くの国の憲法に影響を与えました。国連人権委員会をはじめ国連の諸機関は世界人権宣言をよりどころとして多様な人権保護活動を展開しています。しかし世界人権宣言は、それ自身としては国を法的に拘束しません。そこで宣言を条約化したのが経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約と市民的及び政治的権利に関する国際規約という二つの国際人権規約です。二つの規約は日本も批准しており、政府は人権の実施状況を定期的に条約実施機関に報告する義務があります。

世界人権宣言50周年、宣言が何を書いているのか今一度ふりかえって、身近な人権問題について考えてみるいい機会なのではないでしょうか。

(京都橘女子大学教授・財世界人権問題研究センター客員研究員 田端泰子)

戦国大名伊達(だて)氏の家法の中に、次の一条があります。「めをつといさかひの事、そのめ(妻)たけきにより、おつと(夫)をい、たす、しかるにかのめ、おつとにいとまをえたるのよし申、あらためとつかん事をおもふ、そのおや、きやうたい、もとのおつとのかたへと、けにをよハすして、このめおつとをあらたむ、いまとつくところのおつと、をんなともに、さいくわにをこなふべき也、…」夫婦喧嘩で「猛き妻」にたじたじとなった夫が、妻を追い出しました。ところが妻は夫から離別されたといつて再婚しようとし、妻の親・兄弟から元の夫に届けず再婚をした場合、新しい夫、妻は共に罪科に処す、と伊

達氏はいっているのです。「そのめたけきにより、おつとをい、たす」の部分は、以前「猛妻が夫を追い出した」と理解されたこともありましたが。しかし正確には勇猛な妻であっても、その勇猛さのために夫から離婚された、と読むのが正しいと思います。なぜなら鎌倉期から離婚権は夫にのみあったからです。戦国期には離婚権をもつ夫は妻を離別するさい「去状(さりじょう)」という離別証文を書いて渡す習慣が生まれはじめていたことも、この一条は示しています。江戸時代に「三下り半(みくだりはん)」という離別証文が一般化しますが、そのはじまりが戦国期の去状だと考えられます。



それにしても「猛き妻」の姿が戦国大名の家法に登場するのは興味深いことです。夫と対等にやりあい、大つびらに喧嘩をするような状況が、戦国期の夫婦では普通に存在したことがわかります。戦国期の強い女性はそこそこいたのです。しかし彼女らは、離婚ともなると、妻から主張しても正式には認められず、夫の離婚権のみが承認されるという社会慣行の中で生きていました。猛妻の姿は逆に離婚理由に数えあげられるという不利益を受けることになったわけです。男性と同じ元気さを持つ女性の権利が、不当に抑圧される社会があつてはならないと思います。

(弁護士 吉田眞佐子)

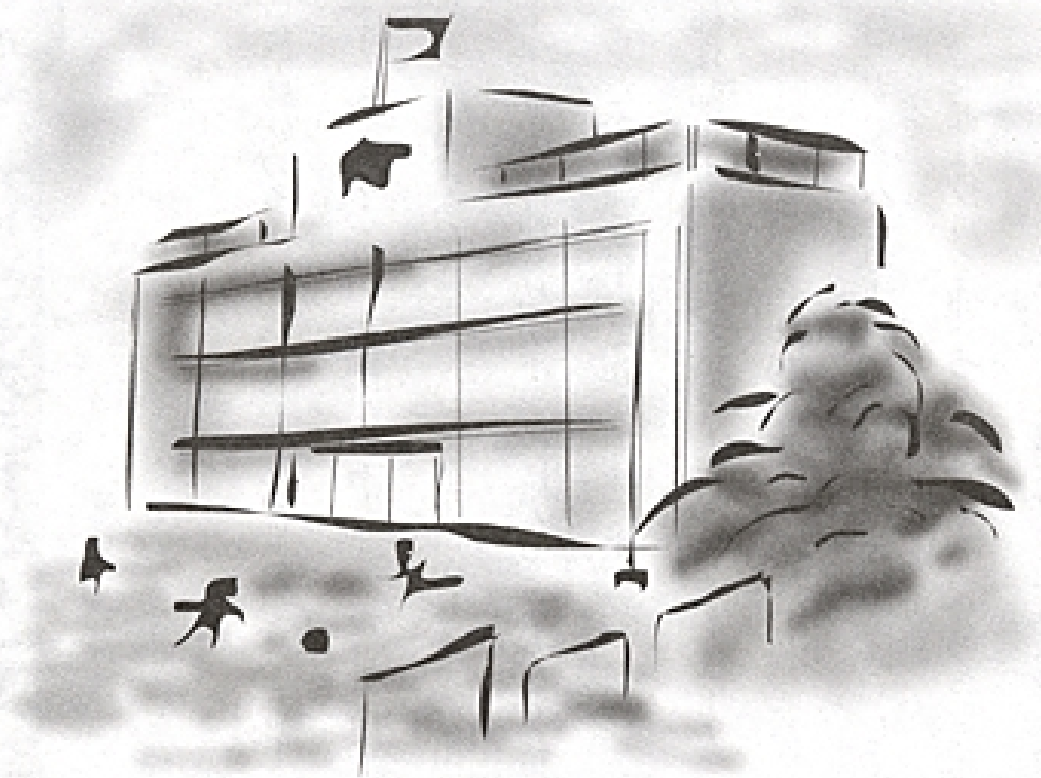
無視する、物をかくす、殴る、ける、使い走り、金品をおどしとる……いじめの態様はいろいろです。

いじめは、すべて、いじめられる人の人権を侵害する行為です。被害者は心に大きな傷を負います。悔しくて苦しくて悲しい。でもおとなに事実を言うことは「裏切り者」とみなされ、何倍もの仕返しをされるので言えない。ついには、登校できなくなる人、自殺にまで追い込まれる人もいます。また、おとなになっても子ども時代のいじめによる心の傷が直らず、苦しみ続ける人がたくさんいます。ところが、いじめの加害者側はゲーム感覚で、罪悪感はないに等しいのです。

学校は、子ども一人一人が生きる喜びを見つけ、生きる力をつけるための学びの場であり、最も安全で正義

が貫かれるべきところです。その学校や地域で、生きる喜び、生きる力を奪うようないじめが多発するのはなぜでしょうか。現代の日本社会は、物質的には豊かになりましたが、人間関係が希薄化する傾向にあるという問題、家庭や地域社会における教育力が低下しているという問題、学校が子どもたちの多様な実態に十分対応できていない問題など様々な問題を抱えています。そうした中で、子どもたちが他者の苦しみ・悲しさを共有する心、不正義を許さない心、そしてそれを行動に示す力が十分養われていないのが現実です。

国連子どもの権利委員会は、98年6月に、日本政府に対して、「子どもの参加原則(子どもの権利条約12条)」が、子どもに影響を与えるすべての法改正、司法的・行



政的決定、事業・計画の発展・実施において生かされるべき」との勧告を出しました。ある人々にとつての最善の利益をはかるためには、その人々の意見をまず聞く。そして可能な限りこれを尊重する。あたりまえのことです。ところが、子どもの意見は、未成熟だからという理由で今までは無視あるいは軽視されてきました。でもそれではいけないのです。

「いじめつて何だろう。どうしたらいじめをなくすことができるのか。一緒に考えてほしい。」と子どもたちに呼びかけ話し合ってみましょう。おとなによる結論のおしつけではなく、子どもが自分の頭で考えていじめの重大な人権侵害性に気づくこと、子ども自身が安全で楽しい学校や地域社会の担い手の一人として知恵と力を発揮すること、この積み重ねがいじめをなくし、子どもの生きる力を高め、一人一人の子どもの最善の利益を保障する社会をつくっていくと思います。

(高齢社会をよくする女性の会・京都事務局長 中西豊子)

兄弟姉妹の多かった戦前生まれの世代では、一番上と末っ子の間にかなりの年齢差がありました。近所の子が弟や妹を負ぶって遊んでいた姿が懐かしく思い出されます。私の長姉も私が小学校に入つてまもなく結婚しましたから随分年の離れた姉妹です。

姉は齢を重ね、心臓を悪くして手術をしました。でも無事回復すると、その後も気持ちは若い頃と少しも変わらず、老人会の活動に参加して元気に過ごしています。最近は何役を仰せつかったとかで、会のお世話に忙しくしている様子。どうやら彼女の元気は老人会で活動することと関係ありそうです。

老人会(老人クラブというところや他の名称をつけているところもありますが)は、健康増進のための体育活動、研修会、趣味の会、レクレーションや旅行会などのほか、チャリティやボランティアにも積極的に取り組み、多岐にわたる活動を展開しています。

人のお役に立つということが元気を創ります。生涯学ぶのも新たな楽しみを発見し、人生を豊かにします。何より多くの人と交わるのが痴呆防止に一番良いとも聞いています。

高齢になるとどうしても身体が動き難くなるため、外出や人との出会いがおっくうになりがちです。今日



はちよつとしんといなあと思つても、〇〇さんが待つてくれているだろうなとか、頼まれものを持つていかなければとか、迷惑をかけないようにしたいとか、グループ活動をしていると、その人なりの動機づけができて重い腰も上がるといふものです。

私の場合は、「高齢になつても暮らしやすい社会」を目標に、同じ思いの人たちと共に会を作つて活動しています。いろいろな人との出会いがあつて視野が広がるし、友達が増えるのも嬉しいことです。

社会参加の方法はいろいろですが、自分に合ったやり方で、でもちよつぱり前向きに参加できたらいいですね。

〔高齢社会をよくする女性の会・京都事務局長 中西豊子〕

最近、便利な地下鉄駅近くに引越しました。毎日地下鉄を利用することとなりましたが、この地下への長い階段をいくつまで上り下りできるかなと案じてしまっています。

先日、私の前を高齢の女性が大きな荷物を抱えていかにも辛そうにこの階段を上がっているのを見て、思わず「お荷物持ちましょうか」と声をかけました。と、その女性は、おびえたように荷物をしつかり抱え直して、「いえ結構です」と言いました。その時私は相手の「おびえ」にびつくりしましたが、考えてみれば後ろから上がってきた者が突然、「荷物を持とう」と言えば、誰だつて用

心するでしょう。まして足が思うように動かず、声をかけた人物が荷物を持って逃げてても危害を加えてもなす術のないお年寄りなのですから。

この出来事は私に「変装―私は3年間老人だった」(パット・ムーア著 木村治美訳 朝日出版社 1988年)を思い出させました。この本の著者は若い工業デザイナーですが、仕事のために老いを体験します。老け役の俳優を变身させるのが専門の人にメイクをして貰い、身体にも足にも布を巻いて動きにくくし、目にはオイルを塗って見えにくくすると言った徹底ぶりです。家族にも見破られない老女となります。彼女がその姿



で町に出た時、まるでそこに誰もいないように無視されたり、若い時には決して体験しない粗末な扱いを受けることを知ります。そして実際に、若者たちに取り囲まれて殴られ足蹴にされて死の恐怖まで味わうこととなります。ただ老いているというだけで。日本でも最近老人が殴り殺されるという悲しい事件が何件かありました。心寒いことです。

誰でも安心して老いを迎えられる街、高齢者の人格が大切にされる社会で暮らしたいと思います。

地下鉄に話は戻りますが、地下鉄駅のエスカレーターは、その多くはコンコースまでで、そこから外へ出るには長い階段を上がらなければなりません。またフラットホームのベンチも数が少ないです。こんなところからでもお年寄りにも障害者にも優しいバリアフリーの街にぜひ変身させて欲しいものです。

(NHK解説委員・財世界人権問題研究センター第4部長 福田雅子)

「焼き肉屋で、危ないから」と断られた」、「土足厳禁のホテルで、こんなもの(車イス)で入られたら困る」と言われた」、「いずれも肢体不自由」、「バブで、ここはお酒を飲む所」と言われた」、「視覚・肢体不自由」、「スーツの試着を拒否された」(知的障害)

障害者もひとりの市民として当たり前前にレストランで食事をしたり、洋服の試着を楽しむ、憲法で保障された権利を侵害されたケースが、アンケートによって明らかになりました。

今年秋に集計が行われた「障害者の人権白書」は、1550人の障害者に、行政サービスの窓口、交通機関や商店などの応待、結婚・職場・家族や近隣でのつき

あい、教育や地域医療の実態、人権侵害を受けたときの相談相手、といった日常生活における人権侵害の事例を面接調査によって実施した報告です。

質問内容が具体的であることが、リアリティをもって障害者と人権の実像を明らかにした画期的なりポートになっています。さらにこの調査は、実行委員会に参加した団体が、肢体不自由や頸損、脊損、視覚障害、聴覚障害、(中途失聴・難聴を含む)、知的障害、精神障害など幅広い障害種別にわたり、人権侵害の問題で、はじめて、堂に会したことにも大きな意義がありました。この白書は、就労における賃金差別や処遇、家族や施設における身体的・性的虐待など、今後の障害者施策



への重要な提起を行っていますが、同時に私たち府民や行政・企業が日頃抱いている人権意識をも問い返していることに注目したいと思います。それは憲法13条を中心とする幸福追求権の侵害でもあるのに、見過ごしてしまいそのような次のような事例、はつとさせられました。「勤労者少年ホームの陶芸教室に参加しようとして断られた」（知的障害）、「旅行会社の団体旅行（ツアー）の申込みを一方的にキャンセルされた」（脊損障害）

●「障害者の人権白書」問い合わせ先

大阪府同和地区総合福祉センター内

障害者の人権白書づくり実行委員会事務局

TEL 〇六一五六―四一九九

FAX 〇六一五六―四二二一

(NHK解説委員、(財)世界人権問題研究センター第4部長 福田雅子)

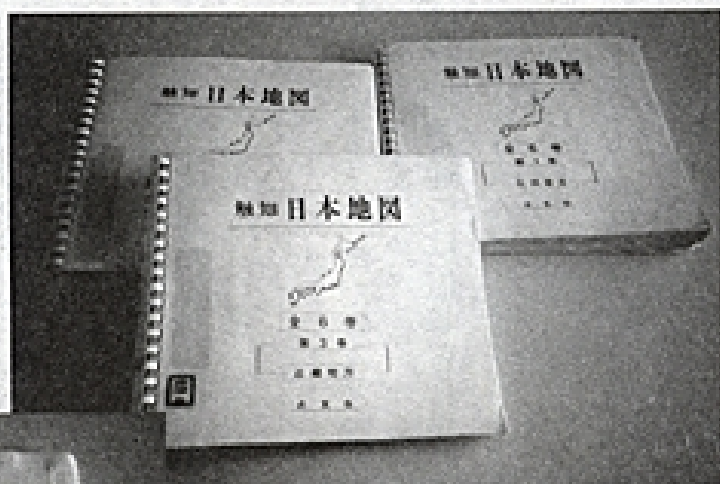
車いすや白杖、盲導犬を使って旅を楽しむ、障害者の海外ツアーが盛んになってきました。「あくせくした健常者のツアーとはちがう、本当の旅をしよう」そんなプログラムも工夫されて高齢者にも好評です。

旅を楽しむひととき、地図を拡げ、交通機関をあれこれ調べて計画することから、もう旅行気分という人も多いのですが、京都ライトハウスを拠点に活動しているボランティアグループ「点友会」は、視覚障害者のための鉄道地図、そして日本と世界の「触知地図」をつくり続けています。

まず鉄道地図は、JR164線と第3セクターの34

鉄道を合わせた198線、駅の数でいうと4624の情報が盛り込まれているのです。駅と駅の距離や、接続線、鉄道の開通年月日、車窓からの景色、1日の乗降者数など、親切的なガイドブックです。

平成9年6月に完成した点訳鉄道地図、全部で40巻にのほりますますが、全国の点字図書館や盲学校に100セットを寄贈、希望する個人にも実費でプリント・複製しています。1巻の費用は600円、パソコン点訳のフロッピーだと1枚300円、500円、すでに200人が申込み、40巻を希望した人も11人、全国の利用者から反響が届きました。兵庫県の鳥田武彦さ



触知地図



んは、第1巻から順に、また好きなどころを読む旅も楽しいが何といつても所用で出かけるとき駅の乗り換え地点が明確に把握できた、と。戦傷によって失明した大阪府の桑名文雄さんは、弱視の友人とともに温泉旅行をするとき活用したい。点訳者・7人への感謝の気持ちも記されています。会長の石津利幸さんは、ご自身が強度の近視で生き甲斐のある趣味をと点訳を初めて36年、お連れ合いとの結婚も点友会がご縁でした。

“点友会”は、海や川、陸を凹凸で表現した「触知世界地図」に挑戦、旅へのいざないはいま、アジア・アフリカへと広がっています。

地図が必要なときは京都ライトハウスにも寄贈したものがあります。

(財)世界人権問題研究センター専任研究員 山本尚友

最近、風水というものが流行しています。月日や方角、色などを風水の術が教える方法に従って整えれば、よい結果が得られるというのです。日本・韓国や台湾だけでなく、経済の自由化の進む中国でも風水ブームが起きていると聞きます。自分では自由にならない未来、それをなんとか良いものになりたいという願いは、時と所を問いません。神だのみというものがあるように、非常時には普通では信じられないことの方が、むしろ効力があると考えがちなものです。

しかも、風水は必ずしも荒唐無稽なものではなく、天体の運行や風土そして人間の心理の注意深い観察の

結果、そこに一定の法則や性向があることを見いだしたもので、近代的な合理性とは別種の合理性があることが、この問題を複雑にしています。しかし、大半の人は神だのみと同じレベルで風水を信じており、それが本人自身のことにと留まっているかぎり、他人がとやかくいう必要はないわけですが、それが他人に向けられると困ったことが起こるわけです。

人権問題と不合理な風習・慣習の接点はここにあります。例えば、日本の神道は昔から穢れを避けることを重視してきました。この観念は原始社会から現在までもちこされた観念で、その合理性はとうに失われて



いるといえます。しかし、これが部落差別を長い間ささえてきたと同時に、女性を社会から排除する役割も果たしてきました。

今でも女性の入山を許さない山があり、またつい最近も女性の大蔵が大相撲の土俵に登れないという事件が起きています。昔から続いてきたからと、この慣習を変えるのをためらう人もいますが、じつは女性の入山禁止は平安時代に始まったものですし、土俵に至っては江戸時代には女相撲があったほどです。他人の人権を犯すなど、すでに合理性の失われているものを変えることは、そんなに難しいことではないはずです。

あるマンション入居差別事件

(京都芸術短期大学教授・財世界人権問題研究センター第3部長 仲尾 宏)

今年の夏にある新聞で賃貸マンション入居差別事件

エチケット違反はしないでほしい」

で在日韓国人とその家族が大阪高裁での控訴審で勝訴したという記事がありました。

さらに「マンションに民族衣装のチマ・チヨゴリを着て出入りしないように」申し入れられました。このため

その韓国人の家族は二九九二年(平成四年)にある賃貸マンション(七階建)に入居しました。しかしその賃貸契約を結ぶ際、マンションの所有者から次のようなことを求められたというのです。

その家族の娘さんたちは民族衣装を着るときはわざわざ祖父宅で着替えていたといえます。判決はマンション所有者の言動は原告家族の名誉及び人格権を侵害する行為であるとして二審判決をくつがえし、原告に損害賠償の支払いを命じました。重要な意味をもつ判決といえましょう。

「マンションの住民に韓国人であることをおおっぴらにしないでほしい」

日本人が外国に居住したとき、日本人であることを

「エレベーターのにおいをさせてエレベーターに乗るような



朝鮮・韓民族の舞踊を踊る在日の女性たち

おおつびらにしない、漬物やラッキョウ漬けのにおいをさせるな、羽織袴や振り袖の和服姿で出入りするな、という条件をつけられたりしたら、私たちはどんな気持ちになるでしょう。人びとの民族性は抽象的にあらわれるのではなく、日常又はハレの日の衣・食・住の習慣の中におのずとこめられています。その権利はだれによっても妨げられるものではありません。しかし現代の日本ではこの当然の「人格権」すなわち民族的アイデンティティの保持を認めようとしないうえがなお少なくありません。日常生活の中で異文化理解を深める「内なる国際化」は、日本人の意識の面において、なお足踏みをしているというべきなのでしょうか。

身元調査はもつかるのか

(大阪市立大学教授・財世界人権問題研究センター嘱託研究員 野口道彦)

最近、差別身元調査事件が発覚しました。大阪府の発表では、大阪関係だけで企業6社が同和地区居住者かどうかを採用にかかわって調べていました。この事件を報道したある夕刊紙は「差別はもつかる」と大見出しをつけました。同和地区居住者かどうかを調べるのに二件あたり3万円、それ以外の事項も含めると10万円ほどで請け負っていたということですから、ぼろい話しです。しかし、長い目でみれば、けっしてもつかりません。

身元調査もプロの手にかかれば確実だといわれますが、そうではありません。その結果も実にあてにならない

ものです。最近、こんな例があります。ある興信所が同和地区出身者かどうかを身元調査していたことがわかりました。ところが、同和地区出身者と報告した三つのケースのうち、二つまで間違っていたのです。

差別につながる身元調査を条例で規制している府県も増えています。社会的にも許されないことですから、隠れてこそこそと調査し、こそぞりと報告することになります。ですから、調査結果が間違っているも、誰からもチェックされないのです。そもそも同和地区云々で人を評価すること自体、意味のないことです。そんなことに大枚のお金を費やすのは、無駄なことです。それ以



上に、差別をしていたとわかれば社会的に信用が失墜してしまいます。

最近、差別するような企業とは取り引きしないという方針を掲げた外資系企業も出てきました。今のところは少数ですが、これからはどんどん増えていくことでしょう。企業も先端技術で勝負するだけでなく、人権や環境をどれだけ大切にしているかをはっきり示さないと市民から見はなされてしまう時代が来たのです。以前、サンフランシスコの企業を訪ねて、どうしてNPO(民間非営利組織)活動を支援しているのですかと質問したところ、企業としての社会的責任を果たさないと有能な人が来てくれないのですという明快な答えが返ってきました。人権や環境を大切に作る企業を育てるのも私たちの手にかかっているといえるでしょう。